平成２４年度

愛 知 県 副 市 長 会 議

平成２４年８月１７日（金）

開 催 市　津 島 市

愛 知 県 市 長 会

会　　議　　次　　第

会　場　　津島市文化会館小ホール

1　開　　会　（午後１時３０分）

2　開催市市長あいさつ

3　来賓紹介

4　議長選出

5　新任副市長紹介

6　副知事講話
「最近の県政について（東三河県庁について）」

7　意見交換

8　次年度開催市の決定

9　そ の 他

10　閉　　会　（午後３時）

11　写真撮影

12　視　　察　「津島神社・堀田家住宅・堀田新五郎商店」

副知事講話　「最近の県政について（東三河県庁について）」

愛知県副知事　　永　田　　清　氏

意見交換

議題１　愛知県地方税滞納整理機構の今後の動向について

（大府市提出）

平成23年４月、個人県民税及び個人市町村民税を始めとした市町村税の収入未済額の縮減を図るために設立された「地方税滞納整理機構」について、今後の動向をお聞かせください。

１．滞納整理機構の存続について

機構の設置は平成26年３月31日までとなっています。ただし、県及び参加市町村の協議により設置期限を延長できるものとする旨の規定があります。本市としては、機構設置の趣旨を鑑み、今後も連携して滞納整理事務を行っていくことは必要と考えております。各市のお考えをお聞かせください。

２．存続した場合の組織のあり方、事務の内容について

現在の機構は任意組織ですが、静岡県の地方税滞納整理機構は全市町村加入の広域連合、三重県の地方税回収機構は全市町村加入の一部事務組合で組織されています。

今後の組織形態、所掌事務についてお考えをお聞かせください。

３．未加入市町村の対応について

県内54市町村のうち、加入が47市町村であり、７市町村が加入していない状況です。愛知県では、早ければ年度内の加入に向け、税務担当部局と折衝しているとのことですが、現在の取り組み状況をお聞かせください。

議題２　市庁舎の節電について（24年度の方針について）

（津島市提出）

本市では、23年度には政府の通知を受けて津島市省エネルギー推進委員会において、前年度対比15％の節電目標を設定し、空調温度（冷房28℃、暖房18℃）の徹底管理、運転時間の短縮、窓際照明の消灯、勤務開始時間前や昼休みにおける消灯、電算機器・事務機器の使用時外にコンセントを抜く等を実施しました。

その結果、最終14.76％の節電効果を上げましたが、労働安全衛生委員会や議会の一般質問でも指摘を受け、大変苦慮しました。

24年度も夏季の節電目標として対一昨年比５％以上との通知を受けましたが、各市において節電目標をどのように設定されていますか、数値的目標があればご教授ください。

また、節電方法で独自の事例や計画があればご紹介いただき、節電を遂行するにあたって苦慮された事例があれば併せてお教えください。

議題３　予防接種委託料の県内統一化について

（津島市提出）

厚生労働省が来年度から子宮頸がん予防ワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン及びヒブワクチンの３ワクチンの定期予防接種化を図るとしている現状において、ワクチン薬剤の統一化は予想されるものの、接種に係る手数料については、地域ごとに不統一となっております。

予防接種は、地域の医師会等と十分な連携を図り、かかりつけ医による個別接種を推進するとともに、かかりつけ医のいない対象者が予防接種を安心して受けられるよう、地域の実情に応じた予防接種実施体制の整備が必要です。

予防接種は最大の感染症予防の手段であり、感染被害を最低限に留め国民の健康を守るために極めて重要な施策です。

そうしたことから、予防接種に関する対応については、すべてに平等であるべきと考えます。

現在、予防接種については、医師会と委託契約を締結し接種を行っていますが、自治体間で委託料等に格差が生じているのが現状です。

ついては、県下統一的に実施すべきものと考えます。

議題４　公共下水道への接続について

（稲沢市提出）

１．下水道接続に関して、くみ取り便所は、下水処理を開始すべき日から３年以内に水洗便所への改造が下水道法により義務づけられていますが、履行されない方への対応はどのようにしていますか。
（下水道法（水洗便所への改造義務等）第11条の３）

２．浄化槽を使用の場合は、法第11条の３にあるような年数の規定がなく、法第10条により『土地の所有者又は、使用者は、遅滞なく公共下水道に流入させるために必要な排水施設を設置しなければならない。』と規定されています。この場合、下水道への接続期間はどのように指導していますか。
（下水道法（排水設備の設置等）第10条）

資料１：下水道法（抜粋）
資料２：稲沢市の状況

資料１

議題４　　下水道法（抜粋）

（排水設備の設置等）

第十条　公共下水道の供用が開始された場合においては、当該公共下水道の排水区域内の土地の所有者、使用者又は占有者は、遅滞なく、次の区分に従つて、その土地の下水を公共下水道に流入させるために必要な排水管、排水渠その他の排水施設（以下「排水設備」という。）を設置しなければならない。ただし、特別の事情により公共下水道管理者の許可を受けた場合その他政令で定める場合においては、この限りでない。

一　建築物の敷地である土地にあつては、当該建築物の所有者

二　建築物の敷地でない土地（次号に規定する土地を除く。）にあつては、当該土地の所有者

三　道路（道路法（昭和二十七年法律第百八十号）による道路をいう。）その他の公共施設（建築物を除く。）の敷地である土地にあつては、当該公共施設を管理すべき者

２　前項の規定により設置された排水設備の改築又は修繕は、同項の規定によりこれを設置すべき者が行うものとし、その清掃その他の維持は、当該土地の占有者（前項第三号の土地にあつては、当該公共施設を管理すべき者）が行うものとする。

３　第一項の排水設備の設置又は構造については、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）その他の法令の規定の適用がある場合においてはそれらの法令の規定によるほか、政令で定める技術上の基準によらなければならない。

（水洗便所への改造義務等）

第十一条の三　処理区域内においてくみ取便所が設けられている建築物を所有する者は、当該処理区域についての第九条第二項において準用する同条第一項の規定により公示された下水の処理を開始すべき日から三年以内に、その便所を水洗便所（汚水管が公共下水道に連結されたものに限る。以下同じ。）に改造しなければならない。

２　建築基準法第三十一条第一項の規定に違反している便所が設けられている建築物の所有者については、前項の規定は、適用しない。

３　公共下水道管理者は、第一項の規定に違反している者に対し、相当の期間を定めて、当該くみ取便所を水洗便所に改造すべきことを命ずることができる。ただし、当該建築物が近く除却され、又は移転される予定のものである場合、水洗便所への改造に必要な資金の調達が困難な事情がある場合等当該くみ取便所を水洗便所に改造していないことについて相当の理由があると認められる場合は、この限りでない。

４　第一項の期限後に同項の違反に係る建築物の所有権を取得した者に対しても、前項と同様とする。

５　市町村は、くみ取便所を水洗便所に改造しようとする者に対し、必要な資金の融通又はそのあつせん、その改造に関し利害関係を有する者との間に紛争が生じた場合における和解の仲介その他の援助に努めるものとする。

６　国は、市町村が前項の資金の融通を行なう場合には、これに必要な資金の融通又はそのあつせんに努めるものとする。

第四十八条　第十一条の三第三項又は第四項の規定による命令に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

資料２

議題４　　稲沢市の状況

１．　下水道法では、くみ取り便所の場合、３年以内という水洗便所への改造義務に対して､法第 11 条の 3 第 3 項で、『くみ取り便所を水洗便所に改造すべきことを命ずることができる』とあり、これに違反した者に対して、法第 48 条で『30 万円以下の罰金に処する』と、規定が設けられています。現実的に、３年を超えても接続改修していない方は、経済的な理由によるものが大多数です。

稲沢市では、供用開始区域における未接続者に対しまして、毎年、接続のお願いという主旨の個別訪問を行っていますが、経済的な理由で接続できない事に対して、改造命令することは、躊躇せざるを得ないため、これまで改造命令した実例はありません。従いまして、罰金についても、実施例はこれまでありません。

２．　『遅滞なく』とは正当な理由、合理的な理由がない限りすぐ行わなければならないと解されます。家を新築して間もない方は、建築の際、浄化槽設置に 50～100 万円ほど私財を投入しており、払ったものに対して、機能的に使える間は使う、という考え方は否定できるものではありません。

稲沢市では、供用開始した区域については、上記のように毎年ＰＲ活動を行い、下水道への接続をお願いしていますが、現実は、建替とか改築のタイミングで水廻り設備も同時に改修し、下水道へ接続する事例が多い状況です。

愛知県副市長名簿（敬称略）

市　名	職　名	氏　名	市　名	職　名	氏　名
名古屋市	副市長	住田代一	常滑市	副市長	栗本儀則
	副市長	入倉憲二		副市長	山田朝夫
豊橋市	副市長	堀内一孝	江南市	副市長	石川勇男
	副市長	有安敬	小牧市	副市長	樋口民雄
岡崎市	副市長	武田憲明		副市長	尾関龍彦
	副市長	中安正晃	稲沢市	副市長	大木和也
一宮市	副市長	山口善司	新城市	副市長	矢野浩二
瀬戸市	副市長	伊藤典男	東海市	副市長	宮下修示
半田市	副市長	藤本哲史		副市長	美濃部雄人
春日井市	副市長	中村幹雄	大府市	副市長	岡村秀人
豊川市	副市長	竹本幸夫	知多市	副市長	渡辺正敏
津島市	副市長	鈴沖勝美	知立市	副市長	清水雅美
	副市長	野村定男	尾張旭市	副市長	秋田誠
碧南市	副市長	金原功	高浜市	副市長	杉浦幸七
刈谷市	副市長	川口孝嗣	岩倉市	副市長	赤堀俊之
	副市長	鈴木直樹	豊明市	副市長	小浮正典
豊田市	副市長	永田健	日進市	副市長	堀之内秀紀
	副市長	幸村的美	田原市	副市長	林勇夫
安城市	副市長	永田進	愛西市	副市長	山田信行
	副市長	新井博文	清須市	副市長	永田純夫
西尾市	副市長	神谷祥	北名古屋市	副市長	海川美徳
	副市長	小島統市	弥富市	副市長	大木博雄
蒲郡市	副市長	鈴木良一	みよし市	副市長	小野田惠一
犬山市	副市長	岡田和明	あま市	副市長	山田登志男
			長久手市	副市長	鈴木孝美

愛知県副市長会議開催市一覧

※第４５回までは愛知県都市助役会議

回数	開催月日	開催市	場　　所
１	昭和37年12月３日	豊橋市	中小企業センター
２	昭和38年９月５日	一宮市	犬山市役所
３	昭和40年１月29日	岡崎市	産業貿易館
４	昭和40年11月27日	半田市	半田市役所
５	昭和41年８月５日	豊橋市	ホテル・ニューナゴヤ
６	昭和42年10月23日	一宮市	一宮市役所
７	昭和44年２月24日	岡崎市	岡崎市民会館
８	昭和44年10月31日	半田市	半田市消防署
９	昭和45年11月12日	豊橋市	豊橋グランドホテル
１０	昭和46年11月17日	瀬戸市	瀬戸商工会議所
１１	昭和47年10月25日	豊橋市	豊橋グランドホテル
１２	昭和48年11月１日	名古屋市	名古屋市民会館
１３	昭和49年10月16日	豊橋市	豊橋グランドホテル
１４	昭和50年10月23日	岡崎市	岡崎市民会館
１５	昭和51年９月８日	一宮市	一宮市中小企業福祉センター
１６	昭和52年９月６日	瀬戸市	愛知県労働者研修センター
１７	昭和53年９月５日	半田市	愛知県半田勤労福祉会館
１８	昭和54年９月５日	春日井市	春日井市産業会館
１９	昭和55年９月４日	豊川市	豊川市勤労福祉会館
２０	昭和56年９月２日	津島市	津島市錬成館
２１	昭和57年８月27日	碧南市	碧南市文化会館
２２	昭和58年８月23日	刈谷市	刈谷市役所南庁舎
２３	昭和59年８月21日	豊田市	豊田市民文化会館
２４	昭和60年８月13日	安城市	安城市文化センター
２５	昭和61年８月８日	西尾市	西尾市文化会館

回数	開催月日	開催市	場　　所
２５	昭和61年８月８日	西尾市	西尾市文化会館
２６	昭和62年８月７日	蒲郡市	蒲郡市民会館
２７	昭和63年８月19日	犬山市	サンパーク犬山
２８	平成元年８月18日	常滑市	鬼崎公民館
２９	平成２年７月20日	江南市	江南市民文化会館
３０	平成３年８月５日	尾西市	尾西文化会館
３１	平成４年７月31日	小牧市	名鉄小牧ホテル
３２	平成５年８月４日	稲沢市	稲沢市勤労福祉会館
３３	平成６年８月４日	新城市	新城文化会館
３４	平成７年８月２日	東海市	東海市商工センター
３５	平成８年７月25日	大府市	大府市勤労文化会館
３６	平成９年８月６日	知多市	知多市勤労文化会館
３７	平成10年８月６日	知立市	知立セントピアホテル
３８	平成11年８月５日	尾張旭市	尾張旭市渋川福祉センター
３９	平成12年８月２日	高浜市	高浜市いきいき広場
４０	平成13年８月２日	岩倉市	岩倉市役所
４１	平成14年８月22日	豊明市	豊明高砂殿
４２	平成15年８月５日	日進市	日進市民会館
４３	平成16年８月24日	名古屋市	名古屋市公館
４４	平成17年８月23日	豊橋市	ホテル日航豊橋
４５	平成18年８月24日	岡崎市	岡崎ニューグランドホテル
４６	平成19年８月22日	一宮市	一宮地場産業ﾌｧｯｼｮﾝﾃﾞｻﾞｲﾝｾﾝﾀｰ
４７	平成20年８月21日	瀬戸市	瀬戸蔵
４８	平成21年８月21日	半田市	半田市福祉文化会館（雁宿ﾎｰﾙ）
４９	平成22年８月25日	春日井市	ホテルプラザ勝川
５０	平成23年８月19日	豊川市	豊川市民プラザ
５１	平成24年８月17日	津島市	津島市文化会館